

令和元年度

総 会 議 案 書

令和元年5月24日(金)

大阪市立港区民センター

※ 議案書は総会当日ご持参ください

大阪市立小中学校事務研究会

令和元年度 総会次第

1 開会あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 平成 30 年度 事業報告

(2) 平成 30 年度 会計決算報告

(3) 平成 30 年度 監査報告

(4) 令和元年度 役員等選出について

(5) 令和元年度 事業計画（案）

(6) 令和元年度 会計予算（案）

4 閉会あいさつ

平成 30 年度 事業報告

大阪市の学校事務職員においては、単数配置校や若年層の割合が急速に増加するなか、より自律的で安定した学校事務を学校現場でどのようにして実現していくのか、また、これまで積み重ねてきた実践をどのようにして確実に次世代へ継承していくのかが喫緊の課題となっています。一方、中央教育審議会においては「学校における働き方改革」にかかわり、学校の組織運営体制のあり方について、副校長・教頭は、総務・財務等に通じる専門家である事務職員等と役割分担を図る必要がある。このため、事務職員の質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や事務システムの導入を含め教育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要があるとされています。

そのようななかで、大阪市立小中学校学校事務研究会（市事研）は、さまざまな状況の変化にも対応できる学校組織体制を創造し、コンプライアンスの確保とより信頼ある確かな学校事務の実現に向けて、研究課題である「次代へつなげる学校事務を築く」、そして活動の3本柱である「責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」について研究会活動を進めてきました。

5月には、研修会①「学校における水道設備と漏水対応等について」、研修会②「施設整備に関する補修等について」と題し研修会を開催しました。研修会①では、大阪市教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備管理担当課長 栗田 政志 様を講師としてお招きし、水道設備に関する基本的な知識や、漏水を防止・早期発見するための点検方法や漏水時の対応等について、事例紹介などを交えてご講演いただきました。研修会②では、研修部が平成25年度に行った同題の研修内容の改訂版として、制度や事務手続き、施工事例等について、実際の写真を用いながら研修を行うことで知識を深めました。

9月には「次代へつなげる学校事務を築く ～継続から発展へ 子どもたちの学びのために～」を大会テーマに、第25回大阪市立小中学校学校事務研究大会（設立25周年記念大会）を開催しました。記念講演では、「新学習指導要領について ～これからの学校事務職員の役割～」と題して、大阪市教育センター 教育振興担当 総括指導主事 池田 勝一郎 様を講師にお迎えしご講演いただきました。新学習指導要領について、改訂の経過や基本方針、改訂におけるポイント、第1章の総則部分などについてお話しいただきました。今後、学校事務職員としてどのように学校経営に参画していくことが、教育目標の達成に寄与することへつながるのかを考える機会となりました。

研究部からは、「これからの財務運営モデルについて」を研究テーマに研究発表を行いました。市事研が、平成13年度末に発行し、平成20～21年度に改訂を行った

「学校事務ハンドブック・財務運営編」について、この間、大阪市の学校と学校財務を取り巻く状況が大きく変化してきたなか、今の時代に即した内容へ、また経験年数にかかわらず活用できるようなハンドブックへの改訂をめざし、考察を行ってきた研究成果について発表しました。学校財務運営を行っていくうえで必要となる視点や考え方、円滑な財務運営を行うためのPDCAサイクルの確立、効率的かつ有効な財務運営が各学校で進められるよう、次年度発表を予定している財務運営サイクルの作成に向けての発表を行いました。

12月には、平成29年度より「就学援助事務処理管理票」等新たな様式の取扱が始まったことや、入学準備補助金の入学前支給開始による早期1申請区分の追加など、制度や事務処理の変更を受け、「就学援助事務について」の実務研修会を開催しました。制度の概要や申請関係事務、事例を基にした請求・支給事務や決算報告事務についての流れや留意点について研修を行うことができました。

1月には、昨年度に引き続き、研修部員を講師としたパソコン研修会を開催しました。実務で使用している様式やデータを使用した内容とすることによって、効率的に業務が行えるようなパソコン知識の向上を図るための研修を行うことができました。

市事研のホームページについては、研修会で使用した資料や市事研が作成した様式等を会員が業務に利用することができるよう、資料掲載ページへ掲載するなど、定期的に更新を行うことで、よりいっそうの充実を図りました。

1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。
平成 30 年度は、次により開催しました。

開催日	平成 30 年 5 月 25 日（金）
会場	大阪市立港区民センター
議事	(1) 平成 29 年度 事業報告 (2) 平成 29 年度 会計決算報告 (3) 平成 29 年度 監査報告 (4) 平成 30 年度 役員等選出について (5) 平成 30 年度 事業計画（案） (6) 平成 30 年度 会計予算（案）

2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
30. 7. 23	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度の活動について・ 第 25 回大阪市立小中学校事務研究大会について・ 業務連絡<ul style="list-style-type: none">プール換水時における注意喚起について大都市中学校長会連絡協議会開催にかかる参加費・資料代について学校経営管理センター移転について通勤認定経路の一斉見直しについて
31. 2. 15	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 役員等選出委員会の設置について・ 会計予算執行状況について・ 今年度の活動について・ 第 25 回大阪市立小中学校事務研究大会について・ 業務連絡<ul style="list-style-type: none">学校維持運営費等予算について就学援助事務についてS K I P ポータルの組織メールについて近畿大阪銀行と関西アーバン銀行の合併による関西みらい銀行への変更に伴う教職員給与情報について

3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催し、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとし、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第205～211号を発行しました。内容は、総会、幹事会、専門部主管の研修会等の案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の報告を掲載し、会員に周知しました。また、所属長や関係機関にも配布し、市事研の活動について、広く周知を図ることができました。

市事研のホームページにも会報や研修会等の案内を随時掲載しました。また、資料掲載ページを設け、閲覧用ユーザー名とパスワードを発行し、実務研修会資料や文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用できる資料を掲載しました。

発行物	内容等
会報 (205号)	・研修会及び総会 開催案内 ・研修部PC講座 Vol. 5
会報 (206号)	・会長あいさつ ・第25回大阪市立小中学校事務研究大会について ・ホームページログイン方法について
ユーザー名及び パスワード	平成30年度の会費納入者へ発送
会報 (207号)	・第25回大阪市立小中学校事務研究大会開催に向けて ・研修会①「学校における水道設備と漏水対応等について」報告 ・研修会②「施設整備に関する補修等について」報告 ・平成30年度 役員・事務局専門部員・監査委員名簿 ・平成30年度 総会報告 ・平成30年度 幹事会名簿 ・大阪府公立学校事務研究会定期総会報告 ・研修部PC講座 Vol. 6

会報 (208号)	<ul style="list-style-type: none"> ・第25回大阪市立小中学校事務研究大会案内 ・幹事会報告 ・大阪府公立学校事務研究会研修講座(第73回)報告
会報 (209号)	<ul style="list-style-type: none"> ・第25回大阪市立小中学校事務研究大会報告 ・実務研修会「就学援助事務について」案内 ・第36回政令指定都市学校事務職員研究協議会報告 ・50周年記念全国公立小中学校事務研究大会(千葉大会)報告 ・近事研研修会(サマーフォーラム)報告 ・研修部PC講座Vol.7
会報 (210号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・実務研修会「就学援助事務について」報告 ・第10回全国公立小中学校事務職員研究会兵庫支部研究大会報告 ・第27回大阪府公立学校事務研究大会報告 ・大阪府公立学校事務研究会研修講座(第74回)報告 ・第45回奈良県公立小中学校事務研究大会報告 ・第47回滋賀県公立小中学校事務研究大会報告 ・平成30年度神戸市立小学校事務研究大会報告 ・京都市立学校事務研究会創立70周年記念研究大会報告 ・研修部PC講座Vol.8
会報 (211号)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会報告 ・平成31年度研修会及び総会案内 ・近畿公立小中学校事務職員研究会 学校事務セミナー報告 ・全国公立小中学校事務研究会 評議員会・役員研修会報告 ・平成30年度全国公立小中学校事務職員研究会セミナー報告 ・研修部PC講座Vol.9 ・文書分類用ラベル作成手順について
転任個人報告書	全校へ発送(ホームページにも掲載)

5 専門部

◆ 研究部

[活動テーマ及び方針]

- (1) 次代へつなげる学校事務のあり方についての研究
社会の急激な変化のなか、世代交代がすすむ大阪市の今後の学校事務のあり方について研究します。事務をつかさどる立場として、財務事務を中心に具体的な事務実践に取り組み、経験年数を問わない学校経営への参画方法や財務運営について考察します。
- (2) 事務改善に関する研究
学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な事務の運営について研究します。
- (3) 学校事務の調査及び統計
 - ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
 - ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

[活動内容]

大阪市では、平成2年の「学校財務取扱要綱」において、「学校事務職員は、財務事務をつかさどる」と示され、平成19年には大阪市学校管理規則の一部改正によって、事務主幹や事務主任等の職務内容において「事務をつかさどる」と定められています。

その一方で、学校事務職員の単数配置校や若年層の割合が急速に増加しており、これまで以上に学校経営に積極的に参画するためにも、経験年数が浅い若手学校事務職員の育成と業務の効率化に向けた取組をすすめる必要があります。

これらの状況から、研究部では、学校財務運営について改めて考える時期であると捉え、すべての学校で財務運営が的確かつ効果的に行われることを目的に発行された「学校事務ハンドブック・財務運営編」を今の時代に即した内容への改訂に向け、これからの財務運営モデルについて研究を進めてきました。

そして、平成30年9月7日に行った第25回大阪市立小中学校事務研究大会において「これからの財務運営モデルについて」と題し、研究発表を行いました。そのなかで、学校裁量が拡大され各学校の特色ある教育を進めるために、大阪市の教育施策や各種法令、さまざまな事業予算の内容などについて十分に理解すること、予算執行計画は各学校の運営に関する計画や教育目標達成に向けたものであるため、予算執行計画がひとり歩きしないよう、各学校で検討された予算編成方針や重点事項を基に、十分に検討する必要があること、予算編成時の意思形成過程を明確にするため、予算調書の内容が第三者からの視点でも理解できるようにしておくこと、提出された予算調書の内容について、様式のみで捉われることなく、事前にヒアリング等で調整しておくことなどを発表しました。

研究大会後は、年間を通した財務運営サイクルや、効率的かつ有効な財務運営が各学校で進められるよう、各学校で実践を進めつつ、ハンドブックの改訂をめざして研究を進めました。

◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 市の施策を踏まえた研修

条例や制度が新たに制定・改正されるなか、日々の業務を遂行するため、より広い視野から財務運営や学校経営に参画することができるよう、会員の職能向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を進めるため、実務に活かせるパソコン研修会を企画します。

(3) 今日の課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の主管団体として取り組みます。

〔活動内容〕

研修部では四つの研修会を行いました。

5月の研修会では、学校が児童生徒の学習の場であるとともに、災害時等には避難所として地域住民の避難生活の役割を担うことから常に健全な状態を維持できるよう適正な維持管理の徹底に努めるべく、施設整備に関する研修会を開催しました。

10月には、大阪市立高等学校事務研究会と大阪市立学校事務連絡協議会を協催しました。大阪市のごみ処理の現状や学校で排出される事業系ごみの分別について知識を深めました。

12月には、就学援助事務について、この間、制度や事務処理においてさまざまな変更が行われたことを受け、制度の概要、申請・請求事務や年度末処理などの事務処理について、適正かつ円滑に業務が行えるよう実務研修会を開催しました。

1月には「Word」「Excel」を活用したパソコン研修会を行いました。昨年度に引き続いて研修部員が講師を務め、単なる操作研修ではなく、実際に業務で使用する様式等を用いて、実務実践例に基づいた研修を行いました。また、会報に「研修部PC講座」を連載し、基礎的な知識や便利な機能等について発信しました。

〔研修内容〕

- (1) 研修会 ①「学校における水道設備と漏水対応等について」
②「施設設備に関する補修等について」

日 程 平成30年5月25日（金）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
講 師 大阪市教育委員会事務局 総務部
施設整備課 設備管理担当課長 粟田 政志 様
会 場 大阪市立港区民センター

- (2) 大阪市立学校事務連絡協議会「ごみの分別について」
 日 程 平成 30 年 10 月 11 日（木）
 対 象 大阪市立小中学校事務研究会役員・事務局専門部員・監査委員、
 大阪市立高等学校事務研究会の各会員
 講 師 大阪市環境局 中部環境事業センター 排出指導・減量啓発担当
 担当係長 赤松 建 様
 事業担当主事 平岡 竹一 様
 事業担当主事 若林 孝之 様
 会 場 大阪市教育センター
- (3) 実務研修会「就学援助事務について」
 日 程 平成 30 年 12 月 25 日（火）
 対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
 発 表 研修部
 会 場 大阪市教育センター
- (4) パソコン研修会「Word・Excelに関する操作研修」
 日 程 平成 31 年 1 月 28 日（月）
 対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
 内 容 Word・Excelに関する操作研修
 会 場 大阪市教育センター

6 研究大会実行委員会

第 25 回研究大会実行委員会を研究大会実施規程に基づき開催しました。大会を円滑に実施するために実行委員が事務局・庶務担当・集録担当に分かれ、研究部、役員会と連携しながら企画・運営にあたりました。

研究大会の概要は次のとおりです。

大会テーマ 「次代へつなげる学校事務を築く」
 ～継続から発展へ 子どもたちの学びのために～

開 催 日 平成 30 年 9 月 7 日（金）
 会 場 大阪市教育センター
 内 容 記念講演
 「新学習指導要領について
 ～これからの学校事務職員の役割～」
 講師 大阪市教育センター 教育振興担当
 総括指導主事 池田 勝一郎 様

研究発表

「これからの財務運営モデルについて」
 大阪市立小中学校事務研究会 研究部

7 関係機関・団体との連携

(1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成 29 年度 事業報告について
- ② 平成 29 年度 決算報告及び監査報告について
- ③ 平成 30 年度 会長、副会長及び監査の選出について
- ④ 平成 30 年度 常任理事の承認について
- ⑤ 平成 30 年度 事業計画（案）について
- ⑥ 平成 30 年度 予算（案）について

(2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）

近事研代議員会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成 29 年度 事業報告について
- ② 平成 29 年度 会計決算報告及び監査報告について
- ③ 平成 30 年度 事業計画（案）について
- ④ 平成 30 年度 会計予算（案）について

(3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 平成 29 年度 事業報告について
- ② 平成 29 年度 会計決算報告並びに監査報告について
- ③ 平成 30 年度 役員等の選出について
- ④ 平成 30 年度 事業計画（案）について
- ⑤ 平成 30 年度 会計予算（案）について

(4) 大阪市立学校事務連絡協議会（略称 市連協）

事業報告〔研修部 活動内容〕参照

(5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会

札幌市が主管し、開催されました。

政令指定都市給与移管について、各市の取組等についての情報交換、討議を行いました。それぞれの単位研究会の研究や研修活動の報告や情報交換を行い、その成果を共有しました。

- ① 市費移管後の状況及び研究団体の諸課題について
- ② 政令指定都市における学校事務のあり方について
- ③ 政令指定都市における研究会活動のあり方について

平成 30 年度 会計決算書

平成30年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明
会 費	599,000	-161,000	438,000	438,000	1,000円×438名
補 助 金	200,000	0	200,000	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	10,000	-10,000	0	0	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	286,685	0	286,685	286,685	
雑 収 入	100	299,904	300,004	300,004	銀行預金利息、広告収入
合 計	1,095,785	128,904	1,224,689	1,224,689	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予 算 現 額	決 算 額	説 明	
報 償 費	報 償 金	100,000	-100,000	0	0	
需 用 費	消 耗 品 費	231,000	-43,634	187,366	187,366	運営・活動用消耗品等 事務局 172,707 円 研究部 0 円 研修部 12,814 円 研究大会 1,845 円
	印 刷 製 本 費	250,000	0	250,000	250,000	研究集録等印刷
運 営 費	渉 外 費	6,000	-6,000	0	0	
役 務 費	通 信 運 搬 費	20,000	10,401	30,401	30,401	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	筆 耕 翻 訳 料	64,000	-34,460	29,540	29,540	研修会手話通訳料
使 用 料	会 場 使 用 料	45,000	-12,550	32,450	32,450	会場使用料
	貸 借 料	32,400	0	32,400	32,400	ホームページサーバー料
負 担 金	会 費	105,000	0	105,000	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等
旅 費	普 通 旅 費	242,000	-7,000	235,000	235,000	全事研評議員会交通費等
予 備 費		385	-385	0	0	
次 年 度 繰 越 金		0	322,532	322,532	322,532	
合 計		1,095,785	128,904	1,224,689	1,224,689	

平成 30 年度 監査報告

1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第 25 条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

平成 30 年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第 2 条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

2 会計監査報告

平成 30 年度会計について、会則第 25 条の規定により、帳簿等の監査を平成 31 年 4 月 26 日に行いました。

平成 30 年度会計決算報告書のとおり、会則第 39 条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

平成 31 年 4 月 26 日

監査委員 石川 弘一 ⑩
" 東 明子 ⑩

(印影省略)

令和元年度 事業計画（案）

今年度、文部科学省予算は「人生 100 年時代」や「Society5.0」の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興により「人づくり改革」を断行し「生産性革命」の実現を目的に 5 兆 5,287 億円が計上され、そのうち文教関係予算としては、教育政策推進のための基盤の整備などのために 4 兆 2,348 億円が計上されました。また、令和 2 年度より順次実施される新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制を構築し「チームとしての学校」を実現する観点から、小学校専科指導教員の充実と合わせ、学校財務・財務業務の負担軽減のための共同学校事務体制の強化として、学校事務職員の配置拡充が図られています。

文部科学省が進める「学校における働き方改革」については、平成 31 年 1 月に中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」として答申されました。学校及び教師が担う業務の明確化や適正化として、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視、強化するものとされており、学校組織運営体制のあり方としては、主幹教諭等ミドルリーダーのリーダーシップの発揮や、総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等との役割分担を図ること等が挙げられています。そのために、教育委員会は、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化に取り組むこととされ、学校事務職員の業務へのかかわり方が注視されています。

大阪市では、教育施策に関する基本計画である「大阪市教育振興基本計画」が平成 29 年 3 月に改定され、これまで構築された教育制度の基盤を堅持しながら学校現場への改革の浸透が図られています。学校運営においても、学校長がリーダーシップを発揮し、特色ある教育実践を創造し、活性化を図るためには、学校長を中心とした学校の組織マネジメント体制の確立が更に重要となります。

学校事務職員においては、平成 19 年度より大阪市立学校管理規則で、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定められ、学校事務職員の学校経営への参画について先進的に条件整備が進められてきました。そして、平成 29 年 4 月には学校教育法の一部が改正され、学校事務職員の職務がそれまでの「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められました。私たち学校事務職員は、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面といった専門性を伸ばしつつも学校事務の領域全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。そのようななか、平成 31 年 4 月に学校マネジメント機能の一層の強化を図るために、大阪市学校間連携実施要綱と標準職務が改正されました。私たちは、教育目標達成のために多角的な視点から学校全体を見渡し、事務をつかさどる職としてこれまで以上に積極的・主体的に学校経営に参画することを職務として期待されています。

市事研では、こうした新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割や学校事務のあり方を探究し、より高度で信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の

充実に向け、日々の実践を積みあげ、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築や、学校間連携の推進、更なる発展へとつなげていく必要があると考えます。また、学校長の監督のもと、学校事務職員が教育への理解を持ちつつ、総務・財務における知識を最大限に発揮することで学校マネジメントにおける中核の一端を担い、的確な計画性や判断力をもって学校の企画運営に参画していかなければならないと考えています。その目的を果たすため、時代に即した財務運営のあり方を的確に捉え、実践していくための研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、昨年度より引き続き「次代へつなげる学校事務を築く」とし、活動の重点を「責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。

1 責任と自覚ある学校事務の確立に向けた研究

これまで、学校事務職員のもつ専門性や強みを活かした学校経営への参画方法について考察するなど、各学校の事務機能強化に向けた学校事務モデルについて研究してきました。急速に学校事務職員の世代交代がすすみ、単数配置校が増加するなか、これまで以上に自律的で安定した学校事務を確実なものとし、学校事務職員がより積極的・主体的に学校経営に参画するためには、学校経営の基盤の一つとなる財務運営をつかさどる必要があります。そのためにも、学校長の監督のもと各事業予算を総括的に捉え、各学校の教育活動や管理運営活動と連動した、適正かつ効果的な財務運営の確立が必要となります。各学校の教育目標達成に向け教職員と協働し、運営に関する計画等と結び付いた財務運営が図られるよう、学校財務運営に関する研究を進めます。また、市事研が平成14年3月に発行した「学校事務ハンドブック・財務運営編」をより効率的・効果的な学校事務につながるよう、今の時代に即した内容への改訂に向け取り組みます。

2 信頼に応える確かな学校事務の実践

(1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、平成31年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における二つの最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を達成するため、施策を総合的に推進し、学校現場への「改革のさらなる浸透」を図るとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するため、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野から財務運営を行い学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能形成や資質向上につながる研修や資料などの作成を行います。

(2) 効率的・効果的な事務の実践

より効率的・効果的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、学校事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解する研修が必要です。専門的な知識や経験を積まれた方を講師に招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

3 組織力の向上

(1) 会報等の積極的活用

会報の発信を通して、会員へ業務に役立つ資料や情報等の提供を積極的に推進します。また、より多くの情報を迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し、更なる内容の充実に努めます。

(2) 区会

区会は平成18年度の会則改正をもって、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かいOJT・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で平成27年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定され、学校間連携の推進が図られています。そのようななか、区会については当面休止しますが幹事会や全事研等の資料配布及び情報共有等は引き続き行い、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め幹事会等で会員の意見集約を行います。

(3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、今まで以上に研究・研修を行えるように取組を進めます。

令和元年度 活動内容

1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づき事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

4 専門部

研究部

[活動テーマ及び方針]

- (1) 次代へつなげる学校事務のあり方についての研究

社会の急激な変化や学校事務職員の世代交代や単数配置校化がすすむなか、大阪市の今後の学校事務のあり方について研究します。総務・財務の知識を併せもつ学校で唯一の行政職員として、学校長の監督のもと学校マネジメント機能をより一層強化するため、財務運営を中心に具体的な実務実践に取り組みます。その取組を基に、効率的・効果的な財務運営サイクルについて研究します。そして、各学校の教育目標達成に向け教職員と協働し、運営に関する計画等と結び付いた標準的な財務運営の確立に向け考察します。

- (2) 事務改善に関する研究

学校事務職員に求められる役割がますます大きくなるなか、より積極的・主体的に学校経営に参画するため、学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な学校事務運営について研究します。

- (3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活か

すとともに、調査結果について情報提供を行います。

研修部

[活動テーマ及び方針]

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市内立学校事務連絡協議会（市連協）の取組に協力します。

5 第26回大阪市内立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第26回研究大会の成功に向けて取り組み、大阪市内立小中学校事務研究大会実施規程に基づき、9月19日（木）に実施する予定です。

6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 大阪市内立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
- (5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (6) その他

令和元年度 会計予算（案）

令和元年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
会 費	548,000	1,000円×548名
補 助 金	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	10,000	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	322,532	
雑 収 入	100	銀行預金利息等
合 計	1,080,632	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
報 償 費	70,000	研修会講師等謝礼
需 用 費	125,000	運営・活動用消耗品等
		事務局 90,000 円
		研究部 10,000 円
研修部 15,000 円		
	400,000	研究集録等印刷
運 営 費	6,000	政令指定都市研会議費、渉外費
役 務 費	35,000	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	30,000	研修会手話通訳料
使 用 料	34,000	会場使用料
	81,600	ホームページサーバー料等
負 担 金	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等
旅 費	194,000	全事研総会・評議員会交通費等
予 備 費	32	
次 年 度 繰 越 金	0	
合 計	1,080,632	

令和元年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度 事業計画の立案 ・ 令和元年度 会計予算の立案 ・ 事務局会、専門部会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度総会、研修会 5月24日（金）大阪市立港区民センター
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ 事務局会、専門部会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第26回大阪市立小中学校事務研究会 9月19日（木）大阪市教育センター
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会 ・ 事務局会、専門部会
11	
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ パソコン研修会
2	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会 ・ 令和元年度活動の総括

大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日
最近改正 平成29年5月26日

前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び学校経営管理センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
事 務 局 長	1名
事務局次長	2名
研 究 部 長	1名
研 修 部 長	1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

第8章 事務局

- 第27条 本会には、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局は、役員の推薦により事務局員を若干名置く。
 - 4 事務局員は、会長が委嘱する。
 - 5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。
- 第28条 事務局は、次の業務を行う。
- 1 本会の事務の総括及び整理
 - 2 組織実態の把握
 - 3 会務の記録及び保存
 - 4 関係機関・団体との連携
 - 5 会の内外への広報活動
 - 6 その他必要な事項

第9章 専門部

- 第29条 本会には、次の専門部を置く。
- 研究部
研修部
- 第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。
- 2 部員は、会長が委嘱する。
 - 3 副部長は、部長が指名する。
 - 4 副部長は、部長を補佐する。
 - 5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。
- 第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。
- 1 職務の研究
 - 2 事務改善研究
 - 3 学校事務の調査・統計
 - 4 その他部の目的達成に必要な活動
- 第33条 研修部は、次の事業を行う。
- 1 研修計画の検討及び立案
 - 2 研修会の立案及び実施
 - 3 その他部の目的達成に必要な活動

第10章 区 会

- 第34条 本会は、行政区に区会を置く。
- 第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。
- 第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。
- 2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

第11章 会 計

- 第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第39条 会計規程は、別に定める。

第12章 付 則

- 第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。
- 第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。
- この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。
- この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。
- この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。
- この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。
- この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会（以下、「研究大会」という。）を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- | | |
|---------|--------------------|
| 役員会 | 2名（内1名は、研究大会担当副会長） |
| 事務局・専門部 | 各1名 |
| 会員 | 若干名 |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関する全ての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
 - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
 - 3 大会運営に関すること
 - 4 大会記録に関すること
 - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

役員等選出規程

第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。

第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。

第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。

第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。

2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。

3 委員の互選により委員長を1名置く。

第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。

第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。

(2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。

(3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。

第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。

第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。

第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。

第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。

付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書 | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿 | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書 |
| 7 その他必要な書類 | | |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。